

コザ運動公園立体駐車場管理規程

制定 2026年4月1日

1. 名称等

- (1) 名称 コザ運動公園立体駐車場
- (2) 所在地 沖縄県沖縄市山内一丁目14番2号

2. 駐車場管理者

- (1) 所在地 沖縄県沖縄市大里一丁目19番39号
- (2) 名称 KSP Parking 共同企業体
- (3) 電話 098-938-8063
- (4) 代表者 株式会社南日本警備保障 代表取締役社長 島袋 哲安

〈目次〉

- 第1章 総則（第1条～第6条）
- 第2章 利用方法及び事故（第7条～第15条）
- 第3章 利用料金（第16条～第19条）
- 第4章 引取りのない車両の措置（第20条～第23条）
- 第5章 賠償責任（第24条～第28条）
- 第6章 雑則（第29条～第32条）

第1章 総則

（通則）

第1条 別図のエリア1ないしエリア3の平面駐車場及び立体駐車場にて構成されるコザ運動公園立体駐車場（以下「駐車場」という。）の利用に関する事項は、この管理規程（以下「本規程」という。）の定めるところによる。

（利用契約の成立）

第2条 駐車場を利用する者（以下「利用者」という。）は、本規程を承認の上、駐車場を利用するものとする。

（営業時間）

第3条 駐車場の営業時間は、毎日0時から24時までとする。

(利用時間等)

第4条 駐車場の利用時間等は、次のとおりとする。

(1) 専用利用

専用利用の利用時間は毎日0時から24時までとし、このうち入場又は出場することができる時間は許可を受けた時間内とする。専用利用の利用者は、許可を受けた専用利用の期間を超えて車両を駐車してはならない。

(2) 公園利用

管理者は、別図のエリア1の14～17の区域(以下「公園利用対象区域」という。)を公園の利用者向けに開放することができる。公園利用の利用時間は、管理者が専用利用の許可をしていない期間中における、夏場(4月1日～10月31日)の毎日9時から20時まで及び冬場(11月1日～3月31日)の毎日9時から18時までとする。公園利用の利用者は、同一車両を、入場した日の利用時間内を超えて駐車してはならない。

2 管理者は、公園利用対象区域の専用利用を許可する場合は、駐車場に掲示する方法その他相当な方法により、公園利用のための開放をしないことを周知する。

3 管理者は、駐車場の施設及び器物(以下「駐車場施設等」という。)の点検、災害、その他やむを得ない事由がある場合は、あらかじめ周知の上、利用時間を変更することができる。

(営業休止等)

第5条 管理者は、次の場合には駐車場の全部又は一部について、営業休止、駐車場の隔絶、車路の通行止め及び車両の退避(以下「営業休止等」という。)を行うことができる。

(1) 自然災害、火災、浸水、爆発、駐車場施設等の損壊、その他これらに準ずる事故が発生し又は発生するおそれがあると認められる場合

(2) 保安上営業の継続が適当でないと認められる場合

(3) 工事、清掃又は消毒を行うため必要があると認められる場合

(4) 前各号に掲げる場合のほか、管理上必要があると認められる場合

(駐車できる車両)

第6条 駐車場に駐車することのできる車両(自動二輪車を含む。以下同じ。)は、積載物及び取付け物(以下「積載物等」という。)を含めて次のとおりとする。

(1) エリア1

車両総重量4t以下

(2) エリア2

車両総重量2t以下、高さ2.1m以下

(3) エリア3

車両総重量4t以下(ただし、別図の13の区域(以下「バス駐車可能区域」という。)に限っては、車両総重量18t以下)

第2章 利用方法及び事故

(入出場)

第7条 管理者は、駐車場の管理上必要があるときは、出入口の一部を閉鎖することができる。

(駐車位置)

第8条 利用者は、駐車位置の枠内に駐車しなければならない。

2 管理者は、管理上必要があるときは、駐車位置を変更させることができる。

(車両の通行に関する遵守事項)

第9条 利用者は、駐車場内の車両の通行に関して、次の事項を守らなければならない。

- (1) 車両を運転するに当たり、法令に定められた資格を有すること。
- (2) 毎時10キロメートル以下の速度で、徐行して運転すること。
- (3) 追越しをしないこと。
- (4) 歩行者を優先すること。
- (5) 警笛をみだりに使用することなく静かに運転すること。
- (6) 標識、標示又は係員の指示に従うこと
- (7) その他交通関係法令の定めるところに準じて通行すること。

(その他遵守事項)

第10条 利用者は、前条に掲げるもののほか、駐車場において、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 駐車中は必ずエンジンを停止し、車両から離れるときは窓を閉め、ドア及びトランクを施錠する等して盗難防止に努めること。
- (2) 乳幼児及び児童並びに動物を車両内に残して車両から離れないこと。
- (3) 現金、貴重品等は車両内に残置しないこと。
- (4) 管理者の許可なく、駐車位置以外の場所若しくは車路にみだりに駐車し、又は使用しないこと。
- (5) 他の利用者の駐車位置、管理室、倉庫等の中にみだりに立ち入らないこと。
- (6) 喫煙又は火気の使用をしないこと。
- (7) 廃棄物、引火物、爆発物その他の危険物又は人に危害を及ぼすおそれがあるものを持ち込まないこと。
- (8) ごみは持ち帰ること。
- (9) 駐車場内及び車両内において宿泊しないこと。
- (10) 管理者の許可なく、車両への燃料の補給、車両からの燃料の抜き出し、車両の洗浄、修理等をしていないこと。
- (11) 管理者の許可なく、駐車場内において、文書、物品等の掲示、配布及び陳列、営業、演説、宣伝、募金、署名等の運動並びに集団行動、遊戯、飲酒等の行為をしないこと。
- (12) 駐車場施設等並びに車両及びその積載物等（以下「車両等」という。）を滅失、損傷若しくは汚

- 損し、又は滅失、損傷若しくは汚損するおそれのある行為をしないこと。
- (13) 他の車両の事故又は異常を発見した場合は、管理者に連絡すること。
 - (14) 事故が発生したとき又は駐車場施設等若しくは他の車両等を滅失、損傷若しくは汚損した場合は管理者に直ちに届け出ること。
 - (15) 駐車場施設等を滅失、損傷又は汚損した利用者は、現状復旧に努めるとともに、必要な費用を負担すること。
 - (16) 専用利用許可申請書に虚偽記載をしないこと。
 - (17) 専用利用に当たっては、利用許可を受けた事項のとおりを利用すること。
 - (18) 前各号に掲げるもののほか、管理者の業務又は他の利用者に迷惑となる行為をしないこと。

(利用拒否・退去)

第 11 条 管理者は、駐車場が満車である場合、駐車を拒否することができる。

2 管理者は、次のいずれかに該当する場合、駐車を拒否し、又は退去を求めることができる。

- (1) 駐車場施設等又は他の車両等を滅失、損傷又は汚損するおそれがあると認められる場合
- (2) 引火物、爆発物その他の危険物を積載し、又は取り付けている場合
- (3) 騒音又は臭気を発する場合
- (4) 非衛生的なものを積載し、若しくは取り付け、又は液汁を出し、若しくはこぼすおそれがある場合
- (5) 運転手が酒気を帯び、又は無謀な運転を行うおそれがある場合
- (6) 利用者が暴力団、暴力団員、暴力団関係団体又は関係者、その他反社会的勢力であると認められる場合
- (7) 前条各号に掲げる事項に違反した場合
- (8) 前条各号に掲げる事項を遵守できないと認められる場合
- (9) その他駐車場の管理上支障があると認められる場合

(専用利用の申請及び許可)

第 12 条 駐車場を専用利用しようとする者は、あらかじめ管理者へ利用を申請し、許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

(権利譲渡等の禁止)

第 13 条 利用者は、専用利用の権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(事故等に対する措置)

第 14 条 管理者は、次に掲げる事項が生じた場合は、車両等の移動その他必要な措置を講ずることができる。

- (1) 駐車場において事故が発生し、又は発生するおそれがある場合
- (2) 利用者が駐車場施設等又は車両等を損傷した場合
- (3) 駐車場施設等若しくは車両等に異常又は被害が発生した場合

2 管理者は、緊急の場合は、利用者の同意を得ないで前項に規定する措置を講ずることができる。

(事故対応)

第 15 条 利用者は、事故、車両トラブル、設備異常等が発生した場合、速やかに管理者又は警察、消防、その他関係機関へ連絡しなければならない。

2 管理者は、必要に応じて警察、消防その他関係機関へ通報する。

第 3 章 利用料金

(利用料金)

第 16 条 専用利用の利用者は、別表に基づき駐車場の利用料金を支払う。

2 別表における「1 日」の単位は暦日 (0 時から 24 時まで) を基準とし、日をまたぐ場合は 2 日分以上の利用料金として算定する。

3 公園利用の利用者は、公園利用の利用時間内に限って、公園利用対象区域に無料で車両を駐車することができる。

(専用利用の利用料金の支払方法)

第 17 条 専用利用の利用者は、管理者が指定する期日までに利用料金を前納しなければならない。ただし、管理者が認めた場合には、前払金として利用料金の 50% を管理者の指定期日までに納付して仮予約とし、管理者が指定する期日までに残金全額を納付しなければならない。

(利用料金の不算定)

第 18 条 次の各号のいずれかに該当する車両については、利用料金を算定せず、利用料金を収受しない。

(1) 道路交通法 (昭和 35 年法律第 105 号) 第 39 条第 1 項に規定する緊急自動車及び同法第 51 条第 5 項の規定により警察署長が違法駐車車両を移動するために使用する車両

(2) 道路法 (昭和 27 年法律第 180 号) 第 24 条の 2 第 1 項ただし書の規定により駐車料金を徴収することができない車両

(3) 駐車場の管理者又はその委託を受けた者が、駐車場の維持管理を目的として使用する車両

(利用料金の不還付)

第 19 条 既に納入された利用料金は、還付しない。ただし、天災地変その他利用者の責めに帰すことのできない事情により利用できなかった場合、その全部又は一部を還付することができる。

第 4 章 引取りのない車両の措置

(引取りの請求)

第 20 条 利用者が第 4 条第 1 項第 (1) 号の専用利用の期間又は同項第 (2) 号の公園利用の利用時間を超えて車両を駐車している場合、管理者は、これらの利用者に対して通知又は駐車場における掲示の方法により、管理者が指定する日までに当該車両を引き取ることを請求することができる。

- 2 前項の場合において、利用者が車両の引取りを拒み若しくは引き取ることができないとき又は管理者の過失なくして利用者を確認することができないときは、管理者は、車両の所有者等（自動車検査証に記載された所有者及び使用者をいう。以下同じ。）に対して通知又は駐車場における掲示の方法により管理者が指定する日までに車両を引き取することを請求し、これを引き渡すことができる。この場合において、利用者は、当該車両の引渡しに伴う一切の権利を放棄したものとみなし、管理者に対して車両の引渡しその他の異議又は請求の申立てをしないものとする。
- 3 管理者が前2項の請求を書面により行う場合、管理者が指定する日までに引取りがなされないときは引取りを拒絶したものとみなす旨を付記することができる。
- 4 利用者又は所有者等は、第1項又は第2項の規定により車両を引き取り又は引渡しを受けるときは、第4条第1項第(1)号の専用利用の期間又は同項第(2)号の公園利用の利用時間を超えて駐車した日数（利用時間を超えた時点で1日とみなし、その後は暦日単位で日数を数え、日をまたいだ場合は1日未満の超過でも1日とみなす。）について第16条1項及び別表に定める利用料金相当額の損害賠償金並びに第21条の調査及び第22条の移動のために要した費用、第22条の移動後の保管に要した費用等を支払わなければならない。
- 5 管理者は、第1項又は第2項の規定により指定した日を経過した後は、車両について生じた損害については、管理者の故意又は重大な過失によるものを除き、賠償の責を負わない。

（車両の調査）

第21条 管理者は、前条第1項の場合において、利用者又は所有者等を確認するために必要な限度において、車両等（車内を含む。）を調査することができる。

（車両の移動）

第22条 管理者は、第20条1項の場合において、管理上支障があるときは、その旨を利用者若しくは所有者等に通知し又は駐車場において掲示して、車両等を他の場所に移動することができる。

（車両の処分）

第23条 管理者は、利用者及び所有者等が車両を引き取ることが拒み、若しくは引き取ることができず、又は管理者の過失なくして利用者及び所有者等を確認することができない場合であって、利用者に対して通知又は駐車場における掲示の方法により期限を定めて車両の引取りの催告をしたにもかかわらず、その期限内に引取りがなされないときは、催告をした日から3か月を経過した後、利用者へ通知し又は駐車場において掲示して予告した上で、公正な第三者を立ち会わせて車両の売却、廃棄その他の処分をすることができる。この場合において、車両の時価が売却に要する費用（催告後の車両の保管に要する費用を含む。）に満たないことが明らかである場合は、利用者へ通知し又は駐車場において掲示して予告した上で、引取りの期限後直ちに公正な第三者を立ち会わせて車両の売却、廃棄その他の処分をすることができる。

- 2 管理者は、前項の規定により処分した場合は、遅滞なくその旨を利用者に対して通知し又は駐車場において掲示する。
- 3 管理者は、第1項の規定より車両を処分した場合は、利用料金並びに車両の保管、移動及び処分の

ために要した費用から処分によって生じる収入があればこれを控除し、不足があるときは利用者に対してその支払を請求し、残額があるときはこれを利用者に戻すものとする。

第5章 賠償責任

(車両又は利用者の損害に関する免責)

第24条 管理者は、次のいずれかに該当する事由、その他管理者の責に帰することのできない事由によって車両又は利用者が生じた損害については、賠償の責を負わない。

- (1) 天災地変、自然災害その他不可抗力による事故
- (2) 車両又はその積載物等が原因で生じた事故
- (3) 管理者の責に帰することのできない事故によって生じた衝突、接触その他駐車場内における事故
- (4) 第5条の規定による営業休止等の措置
- (5) 第9条及び第10条の遵守事項を守らない場合に生じた事故
- (6) 第14条の規定による措置

(車両の積載物等に関する免責)

第25条 管理者は、駐車場に駐車する車両内に残置された現金、貴重品等を含め、車両の積載物等に関する損害について、一切賠償の責を負わない。

(利用者間の事故等)

第26条 利用者は、利用者間の事故、トラブル等を当事者間で解決することとし、管理者は、利用者間の事故、トラブル等について一切責任を負わない。

(利用者の賠償責任)

第27条 管理者は、利用者の責に帰すべき事由により損害を受けたときは、その利用者に対してその損害の賠償を請求する。

(損害賠償の範囲責任)

第28条 利用者が利用許可の取消や利用の制限もしくは中止が命じられた場合、これによつた損害を受けた場合、管理者は故意または重大な過失がない限り、一切賠償の責を負わない。

第6章 雑則

(準拠法)

第29条 本規程に基づく契約の解釈及び効力は、日本法に準拠する。

(管轄)

第30条 利用者と管理者の間に本規程及びこれに関連する紛争が生じたときは、管理者の所在地を管轄する地方裁判所を第1審の専属的合意管轄裁判所とする。

(規程外事項)

第31条 利用者は、本規程に定めのない事項については、関係法令及び管理者の指示に従うものとする。

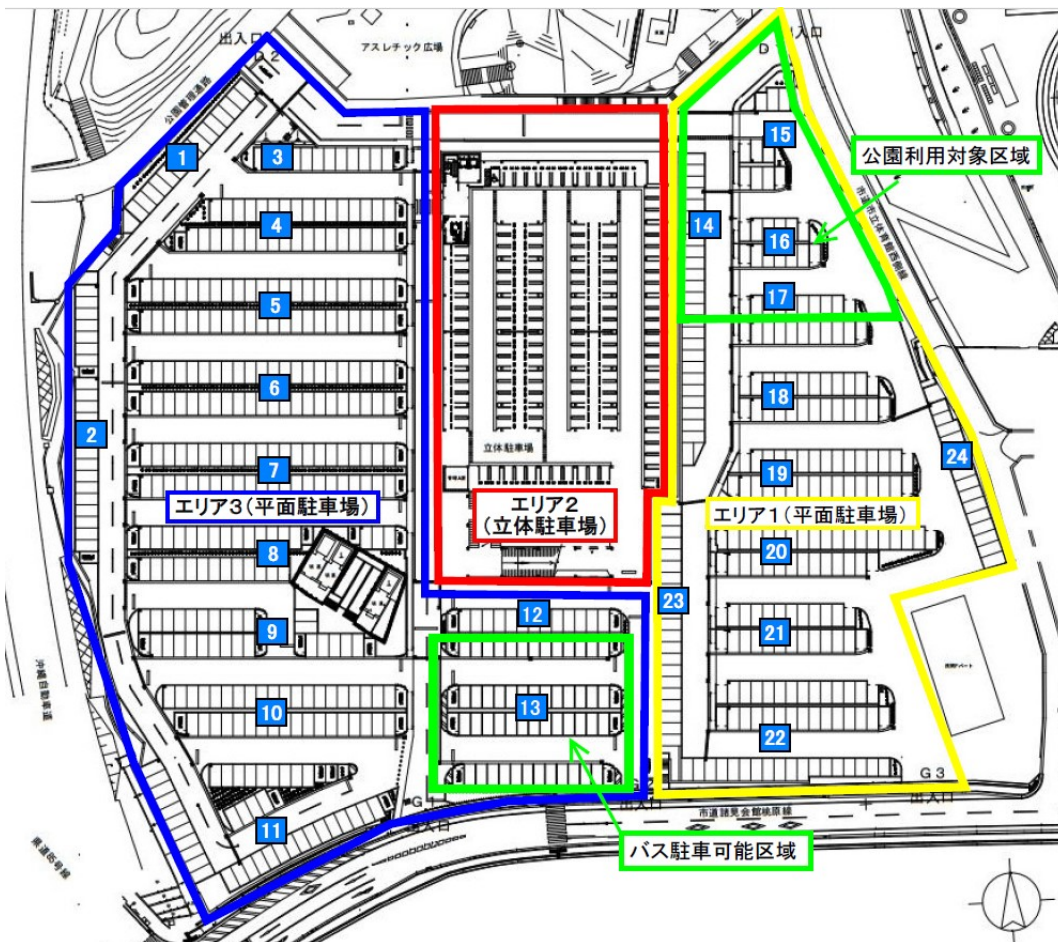
(規程の変更)

第32条 本規程は、必要に応じて変更することがある。

2 前項の場合、管理者は、事前に予告期間をおいて、ホームページに掲載する方法その他相当な方法により、本規程を変更する旨並びに変更後の規程の内容及び効力発生日を周知する。

3 変更後の規程の効力発生日以降の利用者は、変更後の規程に同意して駐車場を利用しているものとみなす。

別図 (第1条、第4条及び第6条関係)



別表 (第16条関係)

エリア区分	駐車可能台数	平日	土・日・祝祭日
エリア1【平面駐車場、14～24】	267台	1日 1,100円(税込)/台	1日 1,650円(税込)/台
エリア2【立体駐車場】	685台	1日 1,100円(税込)/台	1日 1,650円(税込)/台
エリア3【平面駐車場、1～13】	457台	1日 1,100円(税込)/台	1日 1,650円(税込)/台

その他の利用(※条例に基づき、下記金額は上限とし、適宜承認事項とする)

- ・エリア 1(7,500 m² 267 台) : 1,275,000 円
- ・エリア 2(20,300 m² 685 台) : 3,451,000 円
- ・エリア 3(13,200 m² 457 台) : 2,244,000 円 (税込)